

2013（平成25）.6.2（日） 富山氷見事件裁判傍聴記

捜査より組織防衛が優先、富山県警の隠蔽体質

5月27日、富山地裁で富山氷見事件国賠訴訟の第20回の口頭弁論（阿多麻子裁判長）が開かれ、当フォーラム北海道代表原田宏二も傍聴した。

原田代表は、平成22年12月8日の第7回口頭弁論も傍聴している。

原告席には、原告柳原浩さん以下8人の訴訟代理人弁護士が着席したが、例によって、被告席は、訴訟指定代理人の富山県警の監察課の警察官など、国と県の役人ら約20人で満席状態。

48の傍聴席はマスコミ関係者と抽選に当選した一般傍聴者で満席になった。

これまで警察・検察の捜査には数々の違法があったと主張する原告側に対して、被告側は、原告が自白したから間違っただのであって、国賠法上の違法な捜査は行っていないと主張している。

ここで、氷見事件の概要について確認しておく。

平成14年4月15日、当時タクシー運転手だった柳原浩さん（当時34歳）が、同年3月13日、16歳の少女を強姦しようとした（氷見第2事件）の被疑者として、富山県警氷見警察署（以下「氷見署」）に逮捕された。

柳原さんは、5月には別の少女への強姦容疑（氷見第1事件）で再逮捕され、同年11月に懲役3年が確定、服役、平成17年1月に出所した。

ところが、平成18年11月、別の事件で他県警察に逮捕されたO（51歳）が自分が真犯人である旨自供。

柳原さんは、平成19年10月に再審裁判で無罪判決が言い渡され、平成21年5月14日、国と富山県を相手に国家賠償請求訴訟を提訴した。

なお、真犯人Oは、第1、2事件の後に、氷見市内で6件、石川県内で2件、鳥取県内で3件の同種事件を犯したことが判明、起訴されている。

今年3月4日の第19回の口頭弁論から証人尋問が始まり、すでに、当時の氷見署の刑事課長と富山県警本部（以下「県警」）捜査第1課課長補佐の尋問が終わっている。

この日、証言台に立ったのは、氷見第1事件（1月14日）、氷見第2事件（3月13日）、氷見第3事件（8月19日）の被害者を取調べた当時の氷見署の女性警察官と柳原さんを犯人と特定するきっかけとなった氷見第1、2事件の犯人の似顔絵を作成した当時の県警鑑識課員の男性警察官である。

次回第21回口頭弁論では、当時捜査を指揮した氷見署長、県警本部捜査第1課長が証言するほか、平成26年2月の第24回口頭弁論までに本件捜査に携わった警察官等8人、検察官1人が証言台に立つ予定だ。

“国家無答責の法理”が生きているのではと錯覚するくらいの国賠訴訟、過去の例では、警察官個人が賠償を求められることは滅多にないが、捜査に関与した多くの警察官が証言台に立ち、その責任を追及されることにより、繰り返される冤罪事件や誤認逮捕等の違法捜査に少しはブレーキをかける意味はあるのかもしれない。